

議案第196号

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～25 [略] 26 附則第23項の規定が適用される間、第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員のうち附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員の勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.425</u> （特定管理教育職員にあつては、 <u>100分の1.725</u> ）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の95</u> （特定管理教育職員にあつては、 <u>100分の115</u> ）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 27 [略]	附 則 1～25 [略] 26 附則第23項の規定が適用される間、第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員のうち附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員の勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.275</u> （特定管理教育職員にあつては、 <u>100分の1.575</u> ）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の85</u> （特定管理教育職員にあつては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 27 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第26項の規定は、平成29年12月1日から適用する。